

最高人民法院による民事案件の審理への 訴訟時効制度の適用に関する 若干の問題についての規定

2008年8月21日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による民事案件の審理への訴訟時効制度の適用に関する 若干の問題についての規定

(2008年8月11日最高人民法院審判委員会第1450回会議にて通過) 法積〔2008〕11号

中華人民共和国最高人民法院公告

「最高人民法院による民事案件の審理への訴訟時効制度の適用に関する若干の問題についての規定」は、すでに2008年8月11日に最高人民法院審判委員会第1450回会議において通過したもので、ここに公布し、2008年9月1日より施行するものである。

二〇〇八年八月二十一日

訴訟時効制度の規定に関する法律の正確な適用と、当事者の合法的權益を保護するため、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等法律の規定に照らし、審判と実践を結合させ、本規定を制定する。

第一条 当事者は債権請求権に対し訴訟時効抗弁を提出することができるが、次に列挙した債権請求権が訴訟時効抗弁を提出した場合、人民法院はこれを支持しないものとする。

- (一) 預金支払い及び利息請求権
- (二) 国債、金融債券の換金及び不特定対象に発行された企業債券の元利請求権
- (三) 投資関係に基づき発生した納付出資請求権
- (四) その他法により訴訟時効規定が適用されない債権請求権

第二条 当事者が法律規定に反し、約定の延長または訴訟時効期間の短縮、事前に訴訟時効による利益を放棄する場合は、人民法院はこれを認可しないものとする。

第三条 当事者が訴訟時効抗弁を提出していない場合、人民法院は訴訟時効問題についての釈明及び訴訟時効の規定を適用した裁判を行ってはならない。

第四条 当事者が一審期間において訴訟時効抗弁を提出せず、二審期間に提出した場合、人民法院はこれを支持しないものとする。ただし新しい証拠がもう一方の当事者の請求権が訴訟時効期間を過ぎていることを十分に証明することができる場合を除く。

当事者が前項規定を参照せずに訴訟時効抗弁を提出し、訴訟時効期間の満了を理由に再審を申請または再審抗弁を提出した場合は、人民法院はこれを支持しないものとする。

第五条 当事者が同一の債務を分割履行することを約定している場合、訴訟時効期間は最後の履行期限の満了日から起算するものとする。

第六条 履行期限を約定していない契約は、契約法第六十一条、第六十二条の規定により、履行期限を確定することができるものについては、訴訟時間期間は履行期限の満了日より起算するものとする。履行期限を確定できないものについては、訴訟時効期限は債権者が債務者に要求する履行義務の期限延長期間の満了日から起算するものとする。ただし債務者が、債権者の第一回目の権利主張の際に明確に義務の不履行を示した場合は、訴訟時効期間は債務者が義務の不履行を明確に示した日より起算するものとする。

第七条 撤退権を有する当事者の一方が契約の解消を求めた場合、契約法第五十五条の一年排斥期間に関する規定を適用するものとする。

相手方の当事者が撤退契約請求権に対し訴訟時効抗弁を提出した場合、人民法院はこれを支持しないものとする。

契約が破棄された場合、財産返還、損害賠償請求権の訴訟時効期間は契約が破棄された日より起算するものとする。

第八条 不当に取得した利益の返還請求権の訴訟時効期間は、当事者の一方が知ったまたは不当に利益を取得した事実が相手方当事者に及んだことを知り得た日より起算するものとする。

第九条 管理人の管理怠慢行為により発生した必要管理費用の給付、損害賠償請求権の訴訟時効期間は、管理怠慢行為が終了し、かつ管理人本人がこれを知ったまたは知り得た日より起算するものとする。

本人の管理怠慢に当たらない行為により発生した損害賠償請求権の訴訟時効期間は、管理人及び損害の事実を知ったまたは知り得た日より起算するものとする。

第十条 次に列挙した場合に一つ以上当てはまる場合は、民法通則第四百十条に規定されている“当事者の一方が要求を提出”したものと認定され、訴訟時効中断の効力が発生するものとしなければならない。

(一) 当事者の一方が相手方当事者に権利主張文書を直接送付し、相手方当事者が文書上にサイン、押印したまたはサイン、押印はしていないが、その他の方式で相手方当事者が当該文書を受け取ったことを証明できる場合。

(二) 当事者の一方が郵便送付または電子データ送信方式で権利を主張し、相手方当事者がその郵便物または電子データを受け取ったまたは受け取り得た場合。

(三) 当事者の一方が金融機構で、法律規定または当事者間の約定に照らし相手方当事者の口座より債務の元利を差し引く場合。

(四) 当事者の一方が行方不明で、相手方当事者が国家レベルであるまたは行方不明の当事者の住所地の影響力のある省級メディア上に権利を主張する内容の公告が掲載された場合。ただし法律と司法解釈に特別規定があるものについては、当該規定を適用する。

前項第(一)項の場合のうち、相手方当事者が法人またはその他組織である場合、法廷代表人、主要責任者、文書の送受を担当する部門または授權主体を受領署名人とする

ことができる。相手方当事者が個人である場合、個人本人、同居し且つ完全な行為能力を有している親族または授權主体を受領署名人とすることができる。

第十一条 権利人が同一債権における一部債権に対して権利を主張し、訴訟時効中断の効力が余剰債権に及ぶ場合。ただし権利人が明確に余剰債権を放棄した場合を除く。

第十二条 当事者の一方が人民法院に起訴状を提出または口頭で起訴した場合、訴訟時効は起訴状が提出されたまたは口頭で起訴した日より中断するものとする。

第十三条 次の事項の一つに当てはまる場合、人民法院は訴訟の提起と同等の訴訟事項中断の効力を有すると認定しなければならない。

- (一) 仲裁を申請した場合
- (二) 支払命令を申請した場合
- (三) 破産の申請、破産債権の申し立てを行った場合
- (四) 権利の主張のため宣告義務人の失踪または死亡を申請した場合
- (五) 起訴前財産の保全申請、起訴前臨時禁止令等の仮処分を行った場合
- (六) 強制執行を申請した場合
- (七) 当事者の追加または訴訟への参加通知を申請した場合
- (八) 訴訟中に相殺を主張した場合
- (九) その他、訴訟の定期と同等の訴訟事項中断効力を有する事項が含まれる場合

第十四条 権利人が人民調停委員会及びその他の合法的に民事紛争関連解決の権力を有する国家機関、事業単位、社会团体等の社会組織に相応の民事権利の保護を求めた場合、訴訟時効は請求が提出された日より中断されるものとする。

第十五条 権利人が公安機関、人民検察院、人民法院に報告または告発し、その民事権利の保護を求めた場合、訴訟時効はその報告または告発がなされた日より中断されるものとする。

上述の機関が不登録、案件の取り消し、不起訴を決定した場合、訴訟時効期間は権利人が不登録、案件の取り消しまたは不起訴を知ったまたは知り得た日より新たに計算されるものとする。刑事案件が審理段階に進んだ場合は、訴訟時効期間は刑事裁判文書の効力発生日より新たに計算されるものとする。

第十六条 義務人が分割履行、部分的履行、担保の提供、履行延期の請求、債務清算計画の制定等を作成する承諾または行為があった場合、民法通則第四百十条に規定されている当事者の一方が“履行義務の同意”を行ったものと認定されなければならない。

第十七条 連帯債権者のうちの一人に対し、訴訟時効中断効力の事由が発生した場合、その他の連帯債権者に対しても訴訟時効中断の効力が発生したものと認定されなければならない。

連帯債務者のうちの一人に対し、訴訟時効中断効力の事由が発生した場合、その他の連帯債務者に対しても訴訟時効中断の効力が発生したものと認定されなければならない。

第十八条 債権者が代理権訴訟を提起した場合、債権者の債権と債務者の債権のいずれにも訴訟時効中断の効力が発生したものと認定されなければならない。

第十九条 債権を譲渡する場合、訴訟時効は債権譲渡通知が債務者に届いた日より中断されるものと認定されなければならない。

債務を承諾した場合において、本来の債務者を構成するものが債務を承諾した場合、訴訟時効は債務承諾の意思表示が債権者に届いた日より中断されるものと認定されなければならない。

第二十条 次の場合の一つに当てはまる場合、民法通則第百三十九条に規定されている“その他の障害”に当たるものと認定され、訴訟時効は中止されなければならない。

(一) 権利が侵害された民事行為能力のない者、民事行為能力に制限のある者で、法定代理人のない者、または法定代理人が死亡、代理権を喪失、行為能力が喪失した場合

(二) 相続開始後に相続人または遺産管理人が確定していない場合

(三) 権利人が義務人またはその他の者により制御され、権利主張ができない場合

(四) その他、権利人が権利主張を行うことができない客観的状況が存在する場合

第二十一条 主債務の訴訟時効期間が満了した場合、保証人が主債務者の訴訟時効抗弁権を有するものとする。

保証人が前述の訴訟時効抗弁権を主張しておらず、責任を負うことを承諾した後に主債務者に対し追徴賠償権を行使した場合、人民法院はこれを支持しない。ただし主債務者が賠償に同意した場合を除く。

第二十二条 訴訟時効期間が満了し、当事者の一方が相手方当事者に対し義務の履行に同意する意思表示を行ったまたは自ら義務の履行を希望した後に、訴訟時効期間の満了を事由に抗弁を行った場合、人民法院はこれを支持しないものとする。

第二十三条 本規定の施行後、案件が一審または二審の段階にあるものについては、本規定を適用するものとする。本規定の施行前にすでに終審した案件については、人民法院は再審を行う際に本規定を適用しないものとする。

第二十四条 本規定の施行前に本院が作成した関連司法解釈と本規定が相互抵触する場合は、本規定に準ずるものとする。

以上